

火災安全代替設計指針に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編

改正事項

火災安全代替設計指針に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 17 規則では、SOLAS に規定される火災安全に対する代替設計及び配置について、火災安全代替設計指針（MSC/Circ.1002）を参照して工学的解析を行い、当該設計が SOLAS と同等以上の安全レベルを達成できることを検証する旨、規定されている。

2009 年 2 月に開催された IMO 第 53 回防火小委員会（FP53）において、同指針で規定される人命安全に関わる代替設計の性能基準について、統一的な策定手法の確立を検討することが提案され、IMO にて審議されてきた。

審議の結果、2016 年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会（MSC97）にて、同指針の改正が MSC.1/Circ.1552 として承認された。本改正では、代替設計の人命安全に関わる性能基準を策定する上で考慮すべき項目として、MSC.1/Circ.1002 に規定される要素（火災による温度上昇、熱量、視界の低下、一酸化炭素濃度）に具体的な基準値を設けることにより、安全な避難に十分な時間を確保するための性能基準を統一的に策定する手法が規定された。

このため、MSC.1/Circ.1552 を参照するよう、関連規定を改めた。

改正内容

代替設計及び配置の工学的解析に用いる火災安全代替設計指針として、MSC.1/Circ.1002 に加え、MSC.1/Circ.1552 による改正を参照するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 R 編 17.1.3